

破産管財人による債務の承認と消滅時効の中断 ～最高裁令和5年2月1日決定(判例タイムズ1511号119頁)～

堀江 悠真
Yuma Horie

PROFILEはこちら



第1 はじめに

一般に、債務者が「債務の承認」を行った場合には、当該債務の消滅時効は中断することとなります(民法147条3号¹⁾)、債務者が破産し、破産手続が開始されると、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、破産管財人に帰属することになります(破産法78条1項)。

債務者本人ではない破産管財人が債務の承認をした場合にまで、消滅時効の中断効が生じるかという問題については従来必ずしも明確になっていませんでしたが、本決定では裁判所がこの点に関する判断を示しており、また、破産手続のみならずその他の倒産手続全般でも問題となり得ることから、以下、紹介いたします。

第2 事案の概要

本件は、X(株式会社)所有の不動産について、Xの破産手続(以下「先行破産事件」といいます。)終了後、Y(地方信用金庫)を根抵当権者とする根抵当権(以下「本件根抵当権」といいます。)の実行としての競売の開始決定がされたところ、Xが、Xを債務者とする本件根抵当権の被担保債権(以下「本件被担保債権」といいます。)が時効消滅したことにより本件根抵当権は消滅したと主張して、Yに対し、上記競売手続の停止及び本件根抵当権の実行禁止の仮処分命令の申立て(以下「本件申立て」といいます。)をした事案です。

本件では、先行破産事件において、Xの破産管財人(以下「本件破産管財人」といいます。)が、本件被担保債権が存在する旨の認識の表示をしていたことから、上記認識の表示が

本件被担保債権についての債務の承認(民法147条3号)としてその消滅時効を中断する効力を有するか否かが争われました。

原々審(函館地方裁判所令和4年(ヨ)第14号/令和4年6月2日決定)及び原審(札幌高等裁判所令和4年(ラ)第136号/令和4年7月11日決定)は共に、本件破産管財人による上記認識の表示が債務の承認に当たり、本件被担保債権の消滅時効を中断する効力を有するから、本件被担保債権の消滅時効は完成していないとして、本件申立てを却下すべきものとしたため、Xが抗告許可の申立てを行い、原審が抗告を許可しました。

第3 本件の争点と判断概要

1 争点

本件では、本件破産管財人のYに対する任意売却の交渉や財団放棄の通知等の行為が時効中断事由である債務の承認(民法147条3号)に当たるか(本件破産管財人がXの債務の承認をする権限を有するか²⁾)という点が主な争点となりました。

2 判断概要

裁判所は、破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻しについて上記別除権を有する者との間で交渉し又は上記不動産につき権利の放棄をする前後に上記の者に対して通知をするに際し、上記の者に対して破産者を債務者とする上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の

1: 本件は平成29年民法(債権法)施行前の事案であるため、特に断りのない限りは、平成29年法律第44号による改正前民法の条文番号を指します。なお、平成29年改正後の民法152条では、時効中断事由としての承認は時効の更新事由として整理されましたが、本決定の考え方は時効の更新事由としての承認にも妥当するものと考えられます。

2: 本件では、破産管財人は破産者の債務の承認をする権限を有しないから、本件破産管財人による債務の承認は本件被担保債権の消滅時効を中断する効力を有しないとして、Xから抗告許可の申立てがされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

承認をしたときは、その承認は上記被担保債権の消滅時効を中断する効力を有するとして、Xの抗告を棄却しました。

この点に関する裁判所の判示は以下のとおりです。

- 「時効の中断の効力を生ずべき債務の承認とは、時効の利益を受けるべき当事者がその相手方の権利の存在の認識を表示することをいうのであって、債務者以外の者がした債務の承認により時効の中断の効力が生ずるためには、その者が債務者の財産を処分する権限を有することを要するものではないが、これを管理する権限を有することを要するものと解される(民法156条参照)。」
- 「そして、破産管財人は、その職務を遂行するに当たり、破産財団に属する財産に対する管理処分権限を有するところ(破産法78条1項)、その権限は破産財団に属する財産を引当てとする債務にも及び得るものである(同法44条参照)。破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻し(同法78条2項14号)について上記別除権を有する者との間で交渉したり、上記不動産につき権利の放棄(同項12号)をする前後に上記の者に対してその旨を通知したりすることは、いずれも破産管財人がその職務の遂行として行うものであり、これらに際し、破産管財人が上記の者に対して上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をすることは、上記職務の遂行上想定されるものであり、上記権限に基づく職務の遂行の範囲に属する行為といえることができる。」
- 「そうすると、破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻しについて上記別除権を有する者との間で交渉し、又は、上記不動産につき権利の放棄をする前後に上記の者に対してその旨を通知するに際し、上記の者に対して破産者を債務者とする上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をしたときは、その承認は上記被担保債権の消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である。」

第4 検討

1 債務の承認について

「承認」(民法147条3号)とは、時効の利益を受けるべき者が、時効によって権利を失うべき者に対し、その権利の存在の認識を表示することをいいます。承認は、既に得ている権利を放棄するなどといった新たな処分行為をするものではないため、承認に当たって相手方の権利についての処分権限を有することを要しない(民法156条)ものの、承認によって時効中断効という不利益が生ずる以上、同条の反対解釈により、管理権限を要するものと解されています(大審院大正8年4月1日民録25輯643頁等)。この点に関し、破産管財人が、破産財団に属する財産に対し管理権限のみならず処分権限を有し、その権限は破産財団に属する財産を引当てとする債務にも及び得るものであることは、破産手続の開始によって破産財団に属する財産を引当てとする破産債権に関する訴訟が中断すること(破産法44条)からも明らかであると考えられています。

2 破産管財人の職務権限について

破産管財人の職務は破産財団に関する処理をすることにより、破産管財人の破産財団に属する財産に対する管理処分権限もその限度で付与されるべきものであることから、破産管財人がした行為が債務の承認として時効中断効を生ずるためには、当該行為が破産管財人の職務の遂行の範囲に属するものであることが必要と考えられます。この点、本件破産管財人が行った①「別除権の目的である不動産の受戻し(同法78条2項14号)について上記別除権を有する者との間で交渉」すること、②別除権者に対し、「上記不動産につき権利の放棄(同項12号)をする前後に上記の者に対してその旨を通知したりすること」はいずれも破産管財人の職務の遂行として行われたものといえます。そして、別除権交渉においては、別除権に係る担保権の被担保債権の存否に関する自己の認識を表示することは当然に予定されていると考えられ、また、権利の放

棄に際して、上記被担保債権の存在の認識を表示しつつ放棄に至った経緯の説明を付加するなどして上記不動産を破産財団から放棄する旨の通知をすることも、破産管財人の職務遂行の手法の一つとしてその裁量の範囲内のものといえます。そのため、本決定では、本件破産管財人が本件被担保債権の存在の認識を表示することは、本件破産管財人の職務の遂行上想定されるものであり、その職務の遂行の範囲に属する行為であるとして、当該行為について、債務の承認としての時効の中断効を認めたものと考えられます。

3 他の倒産手続との関係

本決定の射程が民事再生、会社更生との関係でも及ぶかという点についてですが、まず、民事再生の場合は、再生債務者については正に債務者本人であることから、再生債務者が行った債務の承認によって当然に時効の中断効が生じるものと考えられます。他方で、再生管財人について、その財産管理権の範囲は破産管財人と同じであることから（民事再生法66

条）、再生管財人による債務の承認については本決定と同様の判断になると考えられます。

また、会社更生における更生管財人について、その財産管理権の範囲は基本的に破産管財人と同じであるため（会社更生法72条1項）、更生管財人による債務の承認についても本決定と同様の判断になると考えられます。

第5 最後に

本決定は、破産管財人の職務遂行との関連性を踏まえつつ、破産管財人がした破産者を債務者とする別除権に係る被担保債権についての債務の承認が時効中断効を有することを明らかにしたものです。債権者（別除権者）の立場からすれば、本件のように先行破産事件が終結している場合であっても、先行破産事件における破産管財人の職務遂行の内容次第では、時効の中断（更新）を主張できる可能性があり、理論的にも実務的にも重要な意義を有すると考えられることから今回紹介させていただいた次第です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】